

【記載例】

産業廃棄物の処理について

廃棄処分する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にて、排出事業者となる医療関係機関にて廃棄することが定められており、当社では廃棄物の収集・運搬・処理をお受けすることはできません。

製品の入れ替え等で廃棄する際は、排出事業者から産業廃棄物処理業者または、各都道府県の産業資源循環協会等へご相談の上、廃棄処理するようにお願いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（産業廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることには変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。（引用：環境省ホームページ）

不適切な処理を行った場合（許可を持たない業者に委託する、委託先と契約を取り交わさない、等）は、廃棄物処理法の規定によって懲役5年以下、若しくは罰金1000万円以下（法人は3億円以下）の罰則に処され、又はこれを併科されます。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、医療関係機関は、廃棄物処理法に定める委託基準により収集運搬業者及び処分業者（中間処理）とそれぞれ委託契約書を締結し、産業廃棄物処理の最終処分まで適正に処理されたことを、排出事業者が交付したマニフェストで確認する必要があります。

詳しくは、以下の資料をご参照ください。

（参照先：日本歯科商工協会ホームページ（<https://www.jdta.org/disposal>）、又は日本歯科器械工業協同組合ホームページ（<https://jdmma.com/waste/>））

- ・医療機器の廃棄物処理についてのお願い
- ・排出事業者が発行するマニフェスト

■ この製品の廃棄処理についての注意事項：

産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物の種類をマニフェストへ記載する必要があります。その際には、製品の取扱説明書などを参考にして産業廃棄物処理業者へご相談ください。製品を構成する材料に関しては、販売業者または弊社にお問い合わせください。

廃棄処理のための費用は、機器の体積もしくは重量で算出されますので、取扱説明書等に記載の情報を参考に、収集運搬業者へご相談ください。

廃棄の際には、感染性の判断が必要になります。詳しくは、環境省が発行している「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」をご参照ください。

電池駆動製品の廃棄処理について

乾電池や充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池等で駆動する製品は、以下のとおり廃棄処理してください。

- ・電池を取り外せるものは電池を取り外し、端子部分にビニールテープ等を貼り、絶縁してください。
- ・電池が製品と一体型になっているものは、無理に取り外さず、製品のまま廃棄処理してください。
収集運搬時には、委託事業者へ電池が内蔵されていることを伝えてください。
- ・水銀を含む電池の場合には、水銀使用製品産業廃棄物として処理してください。
- ・その他の廃プラスチックや金属くずと分けて、廃棄処理してください。
- ・水等の液体に濡れた状態で廃棄しないでください。

引用：環境省ホームページ、リチウム蓄電池関係

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00003.html)

東京都環境局ホームページ、小型充電式電池のリサイクル

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/battery.html>)

水銀についての記載

水銀を含む蛍光灯、水銀を含む電池、水銀スイッチ等を使用している製品は、水銀使用製品産業廃棄物として処理してください。